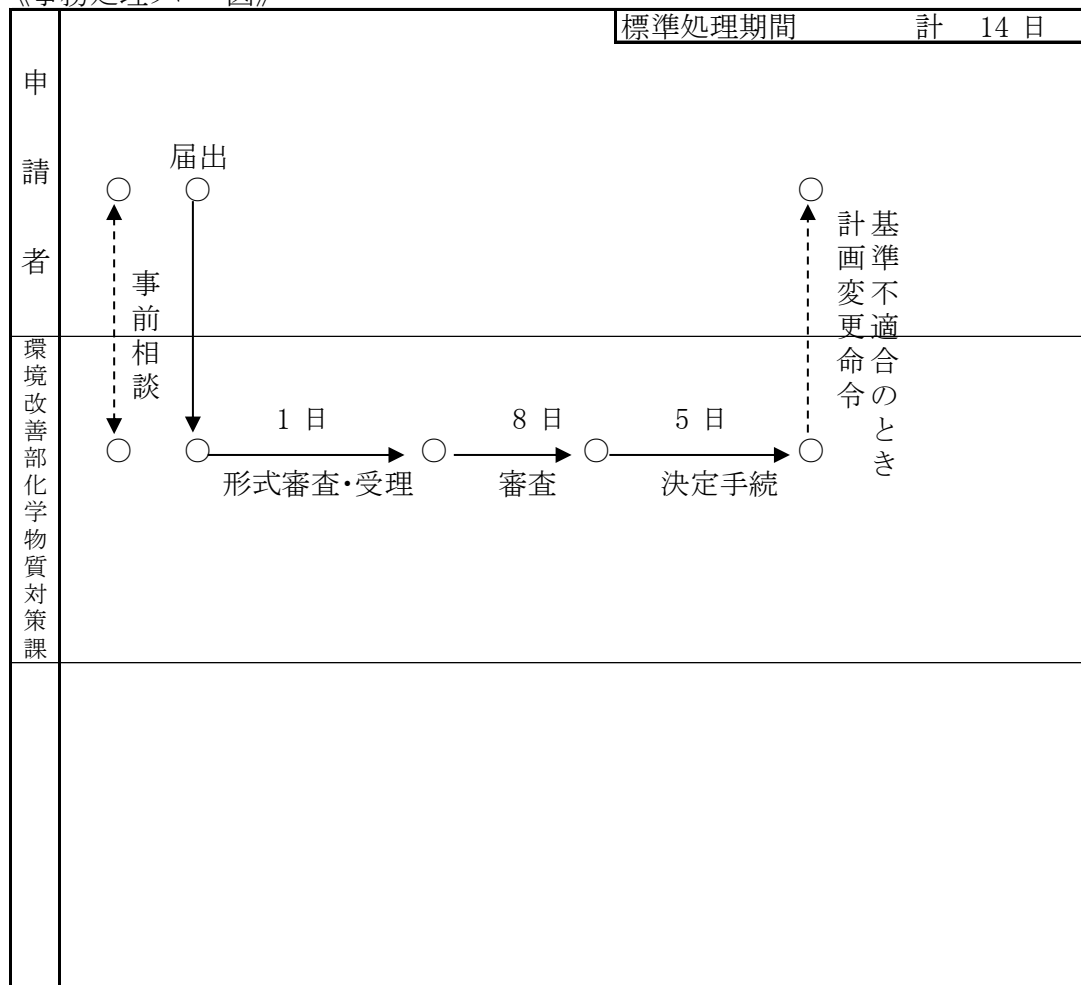


# 事務処理フロー図

事務名 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出

作成部署 多摩環境事務所環境改善課土壌汚染対策担当 電話042-523-3517

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	届出にあたって事前にご相談に応じます。
2	形式審査・受理	届出書の記載漏れなどを審査した後、受理します。
3	審査	届出内容について、土壌汚染対策法施行規則第48条、第49条に基づき審査します。
4	決定手続	届出内容が法に適合している場合は、台帳を訂正します。
備考	届出内容が土壌汚染対策法施行規則第53条の環境省令で定める基準に適合していないと認める場合には、計画変更命令を発出する場合があります。	